

# 安定型最終処分場 維持管理計画書

美幌運送 株式会社



## 維持管理に関する計画書

|                          |                                           |                                                                                                                                                                            |       |      |
|--------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|
| 施設の維持<br>管理方法            | 産業廃棄物の<br>受入方法                            | 展開検査場：維持管理計画（展開検査の実施のとおり）                                                                                                                                                  |       |      |
|                          | 施設操業時の<br>維持管理方法                          | 各施設の点検を行い、破損が認められた場合には、直ちに修復を行う。<br>浸透水及び周縁地下水の水質検査実施。<br>異常があった時は、網走支庁等関連機関に連絡する。                                                                                         |       |      |
|                          | 施設整備・<br>点検の頻度                            | 堰堤の点検（日1回）、立札及び囲いの点検（適宜点検）、浸透水の水質検査（月1回）、周縁地下水の水質検査（年1回）埋立完了から閉鎖までの期間も同じように行う。また、異常事態発生の場合直ちにすべての施設の臨時点検を行い、網走支庁等関連機関に連絡する。                                                |       |      |
| 維持管理に<br>関する記録<br>及び閲覧方法 |                                           | 各施設の点検、点検結果及び措置内容を記録し保存する。<br>展開検査の結果を記録、保存する。搬入した安定型産業廃棄物の種類及び数量を、記録し保存する。浸透水及び周縁地下水の水質測定結果を記録し保存する。<br>上記において作成したファイルは、現地管理事務所に設置する閲覧場所に処分場廃止まで保存する。閲覧時間は、9：00～15：00とする。 |       |      |
| 排ガスの性状・放流水の水質等の数値        |                                           | 施設設計値                                                                                                                                                                      | 達成目標値 | 測定頻度 |
| 排ガスの<br>性状               | ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )                 |                                                                                                                                                                            |       |      |
|                          | 硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /hr)               |                                                                                                                                                                            |       |      |
|                          | 窒素酸化物 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) |                                                                                                                                                                            |       |      |
|                          | 塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )                |                                                                                                                                                                            |       |      |
|                          | ダイオキシン類 (ng/m <sup>3</sup> -TEQ)          |                                                                                                                                                                            |       |      |
| 放流水<br>の水質               | pH                                        |                                                                                                                                                                            |       |      |
|                          | 生物化学的酸素要求量 (mg/L)                         |                                                                                                                                                                            |       |      |
|                          | 化学的酸素要求量 (mg/L)                           |                                                                                                                                                                            |       |      |
|                          | 浮遊物質 (mg/L)                               |                                                                                                                                                                            |       |      |
|                          | ノルマヘキサン抽出物含有量（鉱油） (mg/L)                  |                                                                                                                                                                            |       |      |
|                          | ノルマヘキサン抽出物含有量（動植物性油） (mg/L)               |                                                                                                                                                                            |       |      |
|                          |                                           |                                                                                                                                                                            |       |      |

## 1. 維持管理に関する計画

### (1) 施設の点検、記録の作成及び保存

施設の点検は、定期点検（P5-11）を行うものとし、地震及び大雨等の異常事態発生の場合、直後に臨時点検を行うものとする。また、点検結果については、記録し保存する。

（平成10年改正命令第2条第2項第1号へ）

### (2) 処分した安定型産業廃物の種類及び数量の記録

処分した安定型産業廃物の種類及び数量を廃掃法施行令第6条第1項第3号イ（1）から（6）までに掲げる安定型産業廃棄物の種類ごとにとりまとめ記録、保存する。保存は、環境利害者に閲覧できるように、現地管理事務所に閲覧箇所を設け、ファイルを処分場廃止まで保管する。閲覧時間は9:00～15:00とする。

（平成10年改正命令第2条第2項第1号）

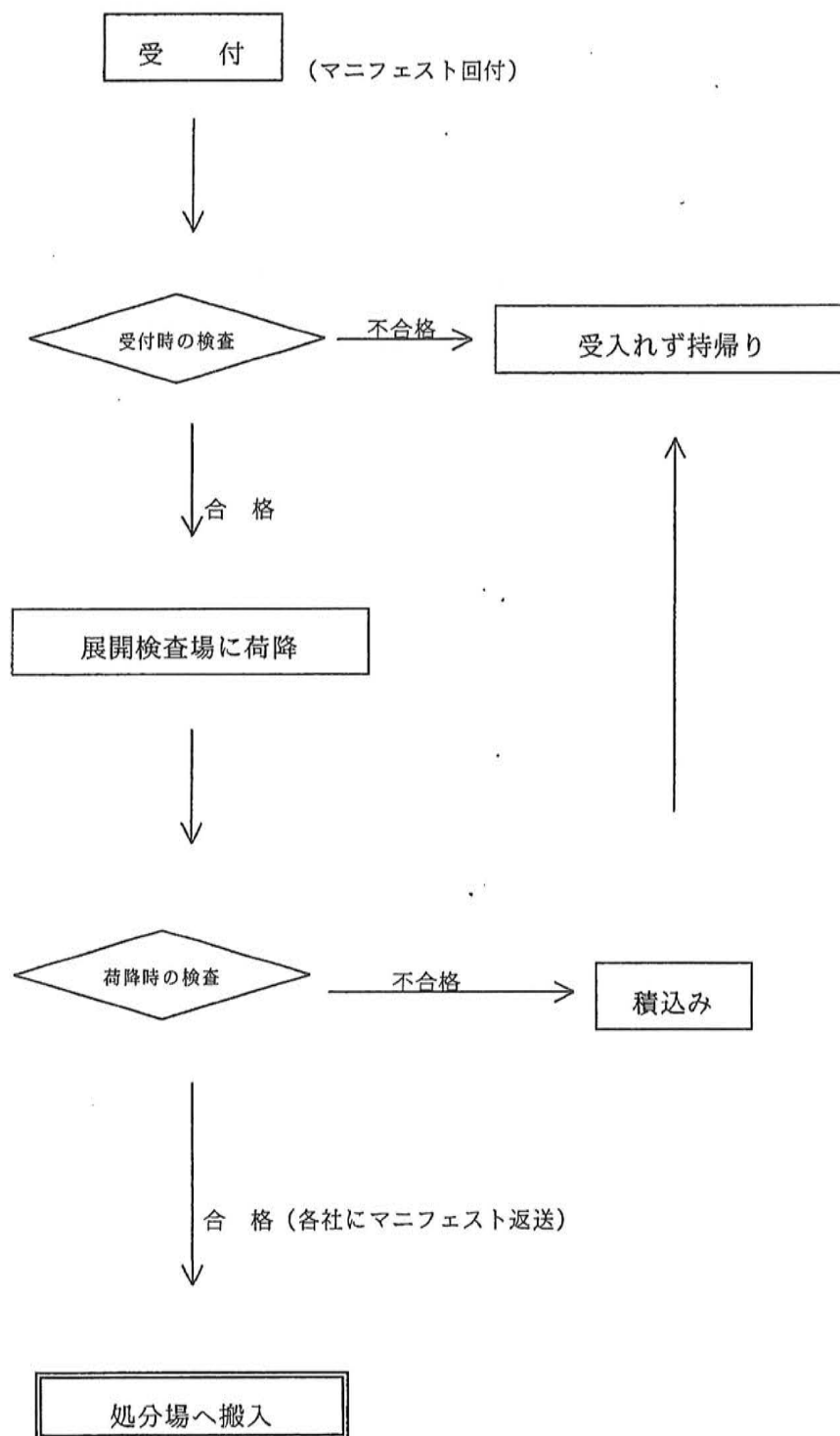
### (3) 囲い（侵入防止柵）

囲いが破損した場合には補修、復旧を行う。

（平成10年改正命令第2条第2項第2号イ）

#### (4) 展開検査

##### (イ) 展開検査の実施フロー



## (ロ) 展開検査実施についての詳細

### i) 受付

処分場に管理事務所を設け、搬入者が産業廃棄物管理票(マニフェスト)に内容を記載の上、持参してもらい、現地のトラックスケールにて計量を行ってから埋立地へ向かう。この時の受入時には、技術管理者が現場に必ず立ち会う事とする。

### ii) 受付による検査

搬入業者からの廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順どおり廃棄物受入について適切に検査を行う。

#### a) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)と受入品目との照合検査

搬入者が持参した産業廃棄物管理票(マニフェスト)と当社における受入品目の内容を照合して、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

また、ゴムくず、廃プラスチック類は、15cm以下に破砕もしくは切断されていなければ破砕機により、15cm以下にしてから埋立を行う。

#### b) 受付による検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、検査員が廃棄物搬入展開検査調査表(第5章 P5-6 参照)に結果及び廃棄物の量を記載する。

### iii) 展開検査場での検査

廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号ロの規定のに基づき、安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順のとおり適切に検査を行う。

また、展開検査場での検査は、搬入車両ごとに行い、すべての検査が終了するまで、次の搬入車両の検査については受付検査までとして、荷降による目視検査以降の作業は行わない。

#### a) 積載内容物の目視検査

マニフェストと受入品目との照合の結果が適切であっても、積載内容物を実際に目視確認する。

目視確認は、車両荷台のシート等遮蔽物を取り除き、スコップあるいは熊手等を

用いて内部の確認をする。その結果、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。また、ゴムくず、廃プラスチック類は、15cm 以下に破碎もしくは切断されていなければ破碎機により、15cm 以下にしてから埋立を行う。

b) 荷降による目視検査

検査場での荷降後、受付検査により目視検査で把握困難な荷台内部のゴミの内容物を適切に検査して、当社の受入品目にに基づき、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。また、ゴムくず、廃プラスチック類は、15cm 以下に破碎されていなければ破碎機により、15cm 以下にしてから埋立を行う。

c) 受入品目外の対応

受入品目外の対応については、検査の終了後、責任をもって荷降した廃棄物を積み込みして搬入者に引取ってもらう。

また、受入品目外の廃棄物に関しては、廃棄物搬入展開検査調査表の該当欄に内容を記載して保管する。

d) 検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、当社が産業廃棄物管理票(マニフェスト)を各社に返送し、検査員が廃棄物搬入展開検査調査表に検印をして、ブルドーザーにより処分場へ搬入する。

廃棄物搬入展開検査調査表については責任をもって当社で保管する。

廃棄物搬入展開検査調査表

[illegible]

美幌運送株式会社

(5) 周縁地下水の水質測定

安定型最終処分施設周縁の地下水を観測井から採取し、水質検査を実施する。水質分析項目は、第5章 P5-9 に示す地下水等検査項目とし、年1回測定して記録する。地下水の水質の変動が自然的に由来するものと判断できる場合を除き、水質の悪化が認められた場合、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上必要な措置を講じます。

(平成10年改正命令第2条第2項第2号ハ、二)

(6) 浸透水採水口

採取される浸透水に廃棄物の層を通過した雨水等以外のものが混入するおそれがある場合は、これを防止するため採水口への蓋を設置する。

(平成10年改正命令第2条第2項第2号ホ)

(7) 浸透水の水質測定

測定項目及び測定頻度については、第5章 P5-9 に示す地下水等分析項目を年に1回、BODを月に1回測定して記録する。浸透水の水質が基準に不適合となった場合、廃棄物の搬入及び埋立を中止し、その原因の調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等の生活環境保全上の必要な措置を講じます。

(平成10年改正命令第2条第2項第2号ヘ)

(8) 開口部閉鎖

埋立処分が終了した場合や、埋立地を埋立処分以外の用に供する場合は、その開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、その層厚はおおむね50cmの厚さとなるよう致します。

(平成10年改正命令第2条第2項第2号ト)

(9) その他の維持管理

(イ) 搬入方法

搬入に際しては、必要に応じて、車輛荷台上部に上蓋及びシート養生を行い、飛散しないよう、運搬します。

(ロ) 搬入規制

埋立作業が悪天候等、困難と予測される場合には予め常駐管理者に連絡して作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行います。

(ハ) 常駐者管理

最終処分施設及び施設周辺付帯施設を含め、維持管理を徹底致します。事務所を設置し常駐 1 名以上を配置し、整理、整頓、清掃、清潔に徹底します。

(ニ) 作業時間の限定

作業時間は午前 7 時から、午後 5 時までとし、夜間は門扉を閉鎖します。

(ホ) 粉塵対策

乾燥等により、ほこりが飛ぶおそれが発生した場合、覆土します。

(ヘ) 悪臭発生防止対策

必要に応じて脱臭剤（管理事務所で保管）の散布や覆土を適宜に行い、悪臭の発生を防止致します。

(ト) 害虫等発生防止対策

衛生害虫が発生した場合には、殺虫剤（管理事務所で保管）等による駆除又は覆土を行います。

地下水等検査項

| 測定項目             | 基準値                         | 測定頻度  |    |
|------------------|-----------------------------|-------|----|
|                  |                             | 年1回以上 | 備考 |
| カドミウム            | 0.01mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| 全シアン             | 検出されないこと                    | ○     |    |
| 鉛                | 0.01mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| 六価クロム            | 0.05mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| ヒ素               | 0.01mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| 総水銀              | 0.0005mg・l <sup>-1</sup> 以下 | ○     |    |
| アルキル水銀           | 検出されないこと                    | ○     |    |
| P C B            | 検出されないこと                    | ○     |    |
| ジクロロメタン          | 0.02mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| 四塩化炭素            | 0.002mg・l <sup>-1</sup> 以下  | ○     |    |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 0.004mg・l <sup>-1</sup> 以下  | ○     |    |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 0.02mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg・l <sup>-1</sup> 以下      | ○     |    |
| 1, 2, 1-トリクロロエタン | 0.006mg・l <sup>-1</sup> 以下  | ○     |    |
| トリクロロエチレン        | 0.03mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| テトラクロロエチレン       | 0.01mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| 1, 3-ジクロロプロペン    | 0.002mg・l <sup>-1</sup> 以下  | ○     |    |
| チウラム             | 0.006mg・l <sup>-1</sup> 以下  | ○     |    |
| シマジン             | 0.003mg・l <sup>-1</sup> 以下  | ○     |    |
| チオベンカルブ          | 0.02mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| ベンゼン             | 0.01mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| セレン              | 0.01mg・l <sup>-1</sup> 以下   | ○     |    |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    | 10mg・l <sup>-1</sup> 以下     | ○     |    |
| ふっ素              | 0.8mg・l <sup>-1</sup> 以下    | ○     |    |
| ほう素              | 1mg・l <sup>-1</sup> 以下      | ○     |    |
| ダイオキシン類          | 1pg-TEQ・l <sup>-1</sup> 以下  | ○     |    |
| 電気伝導率及び塩化物イオン濃度  | —                           | ○     |    |

※ダイオキシン類は埋立開始後2年間のみ検査を行う。

浸透水測定項目と測定頻度

|     |          |     |
|-----|----------|-----|
| BOD | 20mg/l以下 | 月1回 |
|-----|----------|-----|

※電気伝導率または塩化物イオン濃度が埋立開始前と比較して、明らかに上昇するなど異常が認められた場合は、速やかに地下水等検査項目の測定を行うこと。

## 2. 維持管理マニュアル

### (1) 廃棄物の受け入れ

#### (イ) 搬入

必要に応じ、車輦荷台上部に上蓋及びシート養生を行い、飛散しないように運搬する。

#### (ロ) 計量及び容積の測定

現地のトラックスケールにて入構時と出構時に、廃棄物搬入車輦の重量を測定し、記録する。または、展開検査場所にて廃棄物の容量をメジャーにて測定する。重量及び容積のどちらを測定するかは廃棄物の性状による。

#### (ハ) 受け入れの中止

悪天候等で埋立作業が困難と予測される場合には、予め常駐管理者に連絡を行い作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行う。

### (2) 展開検査

展開検査場所にて搬入車輦から一旦、廃棄物を降ろし、目視により安定型産業廃棄物以外の混入及び付着物を確認する。

### (3) 埋立方法

重機（ブルドーザー）にて廃棄物を処分場まで運搬し、埋立を行う。必要によっては覆土を行う。

#### (4) 施設の点検

| 施設の種類    | 箇 所          | 回 数  | 点検内容               |
|----------|--------------|------|--------------------|
| 土堰堤      | H=3~5m       | 1回/日 | ・土堰堤の損壊            |
| 道路       | 取付道路<br>場内道路 | 1回/日 | ・道路の損壊             |
| 雨水排水設備   | U-300        | 1回/月 | ・トラフの損壊<br>・底泥の確認  |
| 沈砂池      | 1ヶ所          | 1回/月 | ・沈砂池の損壊<br>・底泥の確認  |
| 柵        | ヶ所           | 1回/月 | ・柵の損壊<br>・底泥の確認    |
| モニタリング井戸 | 2ヶ所          | 1回/月 | ・井戸の損壊<br>・井戸の目詰まり |
| 侵入防止柵    | H=1.2m       | 1回/日 | ・柵の損壊<br>・飛散物の付着   |
| 門扉       | 1ヶ所          | 1回/日 | ・門扉の損壊<br>・施錠の確認   |
| 立札       | 1ヶ所          | 1回/日 | ・立札の損壊<br>・表示の有無   |

また、地震及び大雨等の異常事態発生の場合、直後に臨時点検を行う。

以上の点検を行い、次頁の「埋立地処分場施設点検表」に必要事項を記入し、マニフェスト同様に処分場廃止まで保管しておく。

#### (5) 浸透水及び地下水の検査

##### (イ) 浸透水の水質測定

測定項目及び測定頻度については、別表－1（P5-9）に示す地下水等検査項目を年1回、BODを月に1回測定し記録する。浸透水の水質が基準に不適合となった場合、廃棄物の搬入及び埋立を中止し、その原因の調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等の生活環境保全上の必要な措置を講じるものとする。

##### (ロ) 地下水の水質測定

周縁の地下水を観測井から採取し、水質検査を実施する。水質分析項目は、別表－1（P5-9）に示す地下水等検査項目とし、年1回測定し、記録する。ダイオキシン類は埋立開始後2年間は測定して記録する。地下水の水質の変動が自然的に由来するものと判断できる場合を除き、水質の悪化がみられた場合、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上必要な措置を講じる。

(6) 悪臭、衛生害虫等の防止方法

必要に応じて脱臭剤や覆土を適宜に行い、悪臭の発生を防止する。また衛生害虫が発生した場合には、殺虫剤等による駆除または覆土を行う。

(7) 災害発生防止方法

消火設備を処分場に設置する。また地震、大雨等の災害発生に即時対応できるよう、緊急連絡体制に基づき対処する。

(8) 維持管理状況の記録及び閲覧方法

(イ) 各施設の点検、点検結果及び措置内容を記録保存する。

(ロ) 展開検査の結果を記録、保存する。

(ハ) 搬入した安定型産業廃棄物の種類及び数量を、記録し保存する。

(ニ) 浸透水及び周縁地下水の水質測定結果を記録し保存する。記録内容は下記のとおりとする。

- ① 地下水、浸透水を採取した場所。
- ② 地下水、浸透水の採取した年月日。
- ③ 地下水、浸透水の結果を得られた日。
- ④ 地下水、浸透水の水質検査結果。
- ⑤ 地下水、浸透水の分析値に異常が生じた際の措置を講じた日。
- ⑥ 地下水、浸透水の分析値に異常が生じた際の措置の内容。

措置の内容は以下のとおりとする。

- ・ 廃棄物の搬入及び埋立処分を中止する。
- ・ 水質基準に不適合となった原因の調査を行う。
- ・ 水質基準に不適合となったことを知事（支庁環境生活課）に連絡する。
- ・ 原因調査の結果、水質基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去を行う。

(ホ) 上記において作成したファイルは、現地管理事務所に設置する閲覧場所に処分場廃止まで保存する。

### 3. 埋立終了後の管理計画及び跡地利用計画

(1) 埋立終了後、層厚が概ね 50cm を最終覆土し、開口部を閉鎖することにより下記の事項を厳守する。

- ・ 最終処分場の外に悪臭を出さない。
- ・ 火災の発生を防止する。
- ・ ねずみの生息、その他の害虫を発生させない。

(2) ガスが発生しないことを 2 年以上管理し、下記の事項を厳守する。

- ① ガス発生量に係る測定の結果には、埋立処分終了後に実施されたものが含まれている必要がある。
- ② 埋立地からのガス発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにする。
- ③ 流量の測定方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法によるほか、透明な管を通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度を測る方法を用いる。
- ④ 熱式流量計については、メタンガスによる爆発のおそれがある場合には防爆型の計器を使用する。
- ⑤ 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は原則として三ヶ月に一回以上行う。

(3) 埋立地内部が周辺の地中の温度と比べ異常な高温になってないか確認し、下記の事項を厳守する。

- ① 廃止の確認の申請直前の埋立地内部の温度状態について確認する。
- ② 埋立地内部と周辺の地中の温度の差が 20℃未満であることを確認する。
- ③ 周辺の地中温度は実施で測定する値か、既存の測定値を活用する。
- ④ 地中温度は熱伝対式等の温度計を使う。
- ⑤ 地表より鉛直方向に 1 m 間隔で測定し、地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較する。

(4) 土堰堤及び雨水等排水設備等が構造基準に適合していることを確認する。

(5) 浸透水及び地下水の水質が以下の要件を満足しているか水質試験により確認する。

① 地下水等検査項目 : 基準に適合していること (検査年1回)

② BOD : 20mg/L以下 (検査1回/3ヶ月)

(6) 農地として返還する。